

令和元年加茂市議会 9月定例会会議録（第3号）

9月24日

議事日程第3号

令和元年9月24日（火曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

白川 克広君

1. 防災重点ため池対策について
2. 市道黒水西山線の整備について
3. 市役所職員の勤務評定について

三沢 嘉男君

1. 加茂市におけるALTの活用について

佐藤 俊夫君

1. 教育委員会制度の改正に伴う効果について
2. 英語力を見る英語教育実施状況調査の結果を踏まえて
3. 小学校の統廃合について

中沢真佐子君

1. 県央基幹病院建設の意義と新県立加茂病院を県立病院として運営することの重要性について
 2. 財政健全化の為に65歳以上のインフルエンザ予防接種の有料化の再検討及び敬老会の在り方について
-

○出席議員（18名）

1番	森 友和君	2番	大橋 一久君
3番	橋本 昌美君	4番	中沢 真佐子君
5番	三沢 嘉男君	6番	白川 克広君
7番	佐藤 俊夫君	8番	大平 一貴君
9番	浅野 一明君	10番	滝沢 茂秋君
11番	森山 一理君	12番	山田 義栄君
13番	中野 元栄君	14番	安田 憲喜君
15番	樋口 博務君	16番	安武 秀敏君
17番	樋口 浩二君	18番	関 龍雄君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	藤 田 明 美 君	副 市 長	五十嵐 裕 幸 君
総務課長 教育委員会 庶務課長	青 柳 芳 樹 君	企画財政課長 会計課長	車 谷 憲 繁 君
税 務 課 長	菅 家 裕 君	農 林 課 長 農業委員会 事務局長	和 田 正 利 君
商工観光課長 教育委員会 社会教育課長	明田川 太 門 君	市 民 課 長	大 野 博 司 君
健 康 課 長 福祉事務所長 加茂市介護・看護支援センター所長	井 上 毅 君	建 設 課 長	珊 瑚 保 君
都市計画課長 水道局長 環境課長	樋 口 敏 晴 君	下 水 道 課 長	和 田 利 政 君
市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長	藤 田 和 夫 君	教 育 長	山 川 雅 己 君
教育委員会 学校教育課長	北 原 利 章 君	教 育 委 員 会 長 文化会館	草 野 智 文 君
教育委員会 図書館長	土 田 修 也 君	監 査 委 員 会 長 事務局長	目 黒 博 之 君

○職務のため出席した事務局員

事 務 局 長	吉 田 裕 之 君	係 長	美 原 弘 美 君
係 長	石 津 敏 朗 君	主 査	吉 田 和 実 君
嘱託速記士	山 田 真 織 君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

議事日程第3号に入る前に、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（藤田明美君） 皆さん、おはようございます。先般橋本議員より御質問のありました小口資金融資の損失補償の時効の期間につきまして、回答のほう留保しておりましたので、明田川商工観光課長から答弁していただきたいと思っております。

○商工観光課長（明田川太門君） おはようございます。先日は大変失礼いたしました。

それでは、先日の橋本議員のお答えをさせていただきたいと思っております。加茂市は、融資の実行の際に加茂市中小企業特別小口資金融資損失補償契約書を金融機関と締結しております。この契約では、債権の回収については、契約書の第5条に「乙、金融機関は、この契約により損失補償を受けた後も債権の保全に努め、善良な管理者の注意をもって当該融資に係る債権の回収に努めるものとする」とあります。この契

約によりまして、損失補償後も債権の回収は金融機関が行うこととなっております。つまり、加茂市には債権がないので、加茂市から直接債務者に請求することはできません。そうなりますと、消滅時効の期間については、債権者は金融機関ということになりますので、例えば銀行扱いの案件は商法が適用されますので5年間、信用金庫取り扱いの案件であれば民法が適用されますので、10年間ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（滝沢茂秋君） これより議事日程第3号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 6番、白川克広君。

〔6番 白川克広君 登壇〕

○6番（白川克広君） おはようございます。6番、政友クラブ、白川でございます。9月議会において一般質問3点についてお願いをいたします。

1点目であります。防災重点ため池対策についてでございますが、先般、県の補正予算、9月県議会における補正予算で、当初予算5億7,000万円ほどの予算に対して約9億、8億9,900万余りの補正予算が提案されております。これにつきまして、関係の質問をお願いをいたします。

昨年11月の国による防災ため池選定基準見直しが行われ、新潟県では本年6月に682カ所を重点ため池として再選定し、今後の対策として、1つ、ため池マップ、浸水想定区域図の作成や地域住民への周知、緊急連絡網の整備など、緊急時の迅速な避難行動につなげるソフト対策を優先的に実施する、2つ、ハザードマップの作成に加えて、水位計、カメラ等による遠方監視体制の構築を進める、3つ、新たに選定したため池についても耐震、豪雨の詳細点検を行い、関係者と調整の上、必要な対策を順次行うという内容の発表をしております。

加茂市の場合、ため池総数15カ所のうち10カ所が防災重点ため池として選定されております。平成30年12月議会での私の一般質問に対して「加茂市のため池総数29カ所、このうち10カ所について目視点検を実施、残りの19カ所についても点検したい。ハザードマップへの反映についてもケース・バイ・ケースで考える」と答弁をいただいております。

そこで、1つ目の質問ですが、ため池総数について、今回県が指定した15カ所と先回答弁された29カ所の相違、これについて質問いたします。

2つ目は、加茂市が新たに選定された10カ所、これはどこか。具体的にどのような対策を実施するのか伺います。

3点目は、ハザードマップの作成にどのように反映する方針か。

以上について質問いたします。

次に、2つ目、市道黒水西山線の整備についてでございます。本件についても平成28年6月議会にお

いて質問した内容であります。本年の9月8日現在の状況であります。草木が生い茂り、とても道路とは言いがたい状況でありました。また、地元住民からも悲痛な整備に向けての声もいただいております。28年の当時の答弁では「地域住民が共同作業で道路管理を実施するほか、管理上必要な箇所については市で実施する。来年度からは」、要するに29年度からですね、「もっと早い時期に草木の刈り払いを市で行い、冬期間を除き、常時車が通れるようにしたい」との答弁をいただいております。しかし、今回も現地は荒れ放題のまま。地域住民からも地元では手に負えないので市で何とかしてもらいたいとの要望も聞いております。道路の新設、改良費を削除したとはいえ、市道である生活道路を適正に管理し、市民生活を保護することは行政としての最低限度の責務ではないでしょうか。草木が生い茂り、わだちはかすかにあるものの、道路中央部が盛り上がり、とても車が通れる状況にはありません。市道黒水西山線の管理、整備について市長及び担当者の基本方針を伺います。

次に、3点目であります。市役所職員の勤務評定について伺います。これまでは、勤務評定について、哲学として一切取り入れる考えはないとされてきたと記憶しております。しかし、加茂市の例規集を見ただけでも幾つかこの言葉が出てきております。1つ、加茂市職員の給与に関する条例第4条第1項、勤務成績、第2項、良好な成績、第19条の7第1項、人事評価の結果あるいは勤務の状況という言葉が表記されております。2つ目が加茂市職員の初任給昇給昇格等に関する規則第20条第2項、勤務成績が特に良好である職員、第34条、勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て云々と、適正な勤務評定を基礎にした処遇改善策が規定されております。私は、組織の運営には、信賞必罰を旨に公正な評価こそが組織を活性化させ、全体の奉仕者たる公務員の基本であり、改正地方公務員法の人事評価であると考えますが、いかがでしょうか。

そこで、3点について質問いたします。1つ、勤務評定に対する基本的認識。

2つ、昇給、昇格、昇任を含む幹部登用に対する基本的認識。

3、懲戒処分に対する基本的認識。

以上3点について市長の考えを伺います。

以上、壇上からの質問を終わり、再質問は自席にて行います。お願いいたします。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 白川議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、防災重点ため池対策についてです。昨年11月に国が防災重点ため池に関する新たな選定基準を示し、都道府県が市町村等と調整して防災重点ため池が再選定されました。その選定基準は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として、1、ため池から100メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの、2、ため池から100メートルから500メートルの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000立方メートル以上のもの、3、ため池から500メートル以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000立方メートル以上のもの、4、地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるものです。選定方法については、県から提供されたため池防災支援システムの氾濫解析により、浸水想定区域内に家屋、公共施設等があると確認した10カ所を市が現地確認し、県が防災重点ため池に選定しました。

まず、ため池総数について、県の15カ所と市の29カ所の相違についてです。加茂市のため池台帳は、

ため池が15カ所と農業用水路の附帯施設であるファームポンドが14カ所の計29カ所をため池台帳に登載していますが、県はファームポンドを農業用水の需給調整を目的とした施設として取り扱っており、県のため池データベースに登録していないことにより差が生じています。

次に、新たに選定された10カ所はどこか、具体的にどのような対策を実施するのかです。新たに選定された防災重点ため池は、下条福島地内の福島上堤と福島下堤と十万谷、狭口地内の堂ノ沢、上大谷地内の大谷ため池、中大谷地内の山本ため池、下大谷地内の与左衛門と菅ヶ谷地と下大谷溜一と長谷です。緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、ため池マップの作成、ため池データベースの充実、緊急連絡体制の整備、ため池災害支援システムの活用、浸水想定区域図の作成で、順次精査し、進めます。

次に、ハザードマップの作成にどのように反映する方針かです。県内では全市が洪水ハザードマップを作成済みで、17市が洪水ハザードマップとは別にため池ハザードマップを作成済みです。洪水ハザードマップとため池ハザードマップはそもそも別物であり、洪水ハザードマップの浸水想定区域図にため池の浸水想定区域図を重ね合わせることはできませんので、防災重点ため池の位置と浸水想定区域図が入ったため池ハザードマップを作成し、浸水想定区域図に入っている世帯、公共施設、管理者、当該区長へ9月中に配付したいと考えています。

次に、市道黒水西山線の管理についての御質問です。市道黒水西山線は、七谷郵便局の手前の国道290号の交差点から上黒水地内を通過して西山地内の国道290号に至る延長が4,280.83メートルの路線で、いわゆる沢通線です。上黒水地内の林道麻布谷黒水線から西山集落手前まで約1,950メートルは砂利道となっています。この砂利道区間の幅員は2.5メートル前後で、片側が山の斜面で、反対側も急なりのり面や西山川と並行している部分も多く、道路の勾配も急な箇所もあり、車の待避やすれ違いもなかなか難しい道路です。

市道黒水西山線の維持管理について、以前は市で年1回の除草作業を行っていましたが、平成28年6月議会後は年2回にふやし対応してきました。しかしながら、近年は休耕田畑が多くなり、沿線の耕作者の方々が道路の除草作業をやってくださることも少なくなってきました。今後は、年2回の除草作業のほか、現地確認をして通行に支障がある箇所については除草作業等の適正な維持管理をするよう努めます。

次に、勤務評定に対する基本的認識についてどのように考えているかとの御質問ですが、地方公共団体ではこれまで公務能率向上の一手段として勤務評定が活用されてきました。これが現在では、平成28年4月1日の地方公務員法の改正により、勤務評定にかえて、評価を任用、給与、分限その他人事管理の基礎とする人事評価制度の導入が義務化されています。しかしながら、加茂市では人を公平に評価することは不可能であるとの前市長の考えのもと、人事評価を導入せず、今では全国でも未導入団体は加茂市を含む数団体のみという状況です。

公平性は、複数の目で評価することや、結果を公表して透明性を高めること等により、ある程度担保できると考えていますし、そもそも導入は法律で定められていることから、今後、労働組合と協議の上、導入したいと考えています。

勤務評定、人事評価に対する基本的認識としては、住民サービス向上のための必要な人材を計画的に育成していく人材育成制度としての役割が重要であると考えています。人事評価では職員がみずから目標を設定した上で上司との面談を行うことになりませんが、その過程で今の自分に不足している点や将来目指す職員像について考えてもらい、職員のやる気と能力が高めていけると考えます。

次に、昇給、昇格、昇任を含む幹部登用に対する基本的認識についてですが、幹部登用については、ただ単に知識が豊富であるとか仕事の処理が早いといったことだけで判断するのではなく、日々の職務に対する姿勢、住民や職員からの信頼等、あらゆるものを総合的に評価して決定することが重要であると考えます。

次に、懲戒処分に対する基本的認識についてですが、懲戒処分は、公務員の服務上の義務違反に対して、公務組織の内部秩序を維持する目的をもって職員に科する行政上の制裁です。懲戒権者は、地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当する事由に対して、免職、停職、減給または戒告のいずれかの処分を行うことができます。国家公務員の懲戒処分に対する司法判断として神戸税関事件、最高裁判所第三小法廷判決、昭和52年12月20日があります。この事件の判決では、具体的にいかなる種類の処分をどの程度科するかは、当該非違行為を行った者の各任命権者が行為の動機、態様、結果等のほか、処分歴、他の公務員及び社会に与える影響等、種々の事情を総合的に考慮の上、判断すべきものとされました。この判決を受け、人事院が「懲戒処分の指針について」を発出し、代表的な事例について標準的な懲戒処分の種類を掲げておりますし、同様に県も指針を策定しておりますので、これらを参考に個別案件ごとに慎重に判断したいと考えております。

答弁は以上です。

○6番（白川克広君） それでは、再質問させていただきます。

まず、重点ため池の関係でございますが、15カ所で14カ所がファームポンドということでございましたので、改めて、このときにいただいた地図に落としましたものがあると思っておりますので、それについてももう一度お願いいたします。資料の提出を求めます。わかりますよね。前いただいたあれに全部場所を落としましたけれども、それをじゃ分けたやつ、お願いいたします。

○議長（滝沢茂秋君） 答弁いいですか。

○6番（白川克広君） いや、要りません。要求だけであります。

それから、今回の県が補正予算提出しておりますよね。承知だと思いますが、それは結局カメラとかそういう具体的な対策に資する補助費用を盛っているはずであります。具体的に農地部が事業名、防災・減災対策農業水利施設点検調査計画事業、予算額、現計が5億7,432万5,000円、補正額8億9,942万5,000円、事業内容、防災重点ため池の追加選定等を踏まえ、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策を推進するため、ため池マップや浸水想定区域図を作成するとともに、市町村に対し水位計やカメラ等による遠方監視体制の構築等に要する経費を補助するというふうになっております。これについて具体的な加茂市の計画はありますか。

○農林課長（和田正利君） まず、防災重点ため池の関連でございますけれども、まず加茂市が行おうとしております対策なのでございますけれども、答弁の最終でちょっと市長が答弁されておりますように、まず洪水ハザードマップとは別にため池ハザードマップを作成したいというものでございます。この防災重点ため池の位置図、位置と、あと浸水想定区域図が入ったため池ハザードマップでございますけれども、浸水想定区域図に入っております世帯、公共施設、管理者、当該区長へ9月中に配付したいと考えております。

（6番白川克広君「答弁になっていない」と呼ぶ）

それと、県のほうで補正予算の関係でございますけれども、現在加茂市のほうで、いわゆる水位計、カメラ等々による遠方監視体制の構築に関係するものにつきましては、現在市のほうでは予算関係については

措置してございません。

○6番（白川克広君） いや、そういうことを聞いているのじゃないのだから。県がつけるのだから、計画があるのかないのか、具体的にどういふことをやるのかというのを聞いているのです。予算があるないかは聞いていない。

○農林課長（和田正利君） 県のほうの補正予算につきましては、まだ提案されたばかりでございますので、具体的なそれに対応する対策については、まだこれからの検討となると思います。

○6番（白川克広君） だから、そういうことばかり言っているのじゃないというのだよ。だから、県が発表した第2項目にあるじゃないですか。ハザードマップの作成に加えて水位計、カメラ等による遠方監視体制の構築を進めるということを発表しているのですよ。その裏づけで今回県議会に補正予算出しているわけでしょう。そんなの以前の問題です。補正予算あるうがなかろうが、加茂市でこれに対してどういふ取り組みをしているのかというのを聞いているのです。取り組みがないでいいのですね、じゃ。

○農林課長（和田正利君） ございません。

○6番（白川克広君） まことにお粗末きわまりない答弁ですね。職務怠慢と言わざるを得ないですよ、そんなの。どういふことなのか。本年6月ですよ。今何月ですか。それはしようがない。早急に立ててください。できることとできないことは当然ありますので。

それから、最後のため池ハザードマップ作成して9月中旬に配付したいというのは、この9月でよろしいのですね。

○農林課長（和田正利君） 今月の9月中でございます。

○6番（白川克広君） それでは、期待して待っております。

次に、西山線の関係であります。整備をされたということでございますが、ことしの実施状況について、いつどのような作業を市のほうでやられたのかお答え願います。

○建設課長（珊瑚保君） 市道黒水西山線の管理ですけれども、平成28年6月の議会以降、年2回刈るといふことになっていまして、本年も2回の除草をしておりますけれども、済みません、日にちまでは確認しておりません。（6番白川克広君「いつごろ」と呼ぶ）夏ぐらいを実施していると思います。

○6番（白川克広君） 夏ごろといひましても、6月から8月までいっぱいあると思うのですけれども、私だから9月の8日に現地を見たときに、すごいやぶ状態なのです。それで、普通にいう夏というのは8月だと思うのですけれども、そんな半月や1カ月でそんなになりますかね。いずれにしても、やるという答弁いただいておりますので、今後も確実にやっていただきたいと思ひます。紛れもなく市道なのです。私道じゃありません。加茂の所有する山林も放置されたまんまです。このときも私も指摘しておりますけれども、そこからみんなつながって、やぶ状態になって有害鳥獣が繁殖するわけですから、加茂市の責任でそういうものを全部しっかりと管理していただきたい。加茂市の所有なのです。山林も、それから1級河川西山川、それに並行する市道黒水西山線、市道でありますので、その点をはっきりと強く要求しておきます。

それから、3つ目、勤務評定の関係であります。これは以前、私は本会議等には質問はしていませんが、いろんな場面で前政権下において話をしたことが何度かございます。その際、その御本人は哲学としてそういうものは導入しないというかたくなな方針でございましたので、本会議で取り上げてもらちが明かれないと思ひまして、あえてやっておりません。しかし、先ほども申しましたように、公務員の旨とする

ところはやはり市民へのサービスであります。それを一企業のごとく恣意的に昇給、昇任等々されたのではたまったものじゃありません。公平なそういった審査、あるいは人事評定、これが最低限組織には必要であります。それなくして幹部登用はあり得ないはずだと思います。それに関連して自治大学校への幹部推薦も削減するという方針でありましたが、私は大反対して、1人でも毎年やっていただきたいと言っている、そこにつながってくるわけでございます。そこで、法律も26年に改正されて、28年4月1日から施行されております。その後、加茂市の本人事評価に対する取り組み状況について伺います。

○議長（滝沢茂秋君） いいですか。答弁は市長に求めていますけど、関係課長でもよろしいですね。

○6番（白川克広君） はい。

○総務課長（青柳芳樹君） 今議員おっしゃったとおり、前市長は哲学として人が人を評価するものじゃないというスタンスでございましたので、今まで人事評価、いわゆる人事評価ですね、法律が改正された上での人事評価は行っておりませんでした。ただ、その以前のといいますか、一般的な職員に対する簡単な評価は一応行ってございました。

以上です。

○6番（白川克広君） こういった場合、今ほどの発言のような簡単な評価とか、そういった発言はちょっと私は不適切だと思います。簡単な評価というのはあるのですか。どういう評価なのですか、簡単な評価というのは。

○総務課長（青柳芳樹君） 課長から見て部下の態度が優であるか良であるか可であるかというような調査でございます。

○6番（白川克広君） それが1つの評価なのです。内容に差はあるけども、だから先ほど言ったような簡単な人事評価という表現はないと思いますが、その点いかがですか。

○副市長（五十嵐裕幸君） 今ここで議員が求められている人事評価というのは、非常に今、御存じかと思えますけど、複雑な内容になっています。自分でまず年度の目標を定めて、そしてその結果につきましても自分なりに評価を下す。それを上司がどういうふうに評価するか。その評価結果を個々にまた話をして面談の上決めていく。その結果をトータルをまた総合的にどこを上げてどこを下げるかというようなことをやっていかなければいけないわけです。今まで、これまでの前任の市長はそういう数値的な評価でもって決めるというのはできかねるということを言っておりました。先ほど総務課長が簡単など言ったのは、そういう複雑な過程を経ないで上司が、課長、加茂市の場合、部長制ひいていまして、課長なりが部下を優、良、可というような形でもって評価をする。ということは、その複雑さに比べれば簡単なものというふうに表現したものでございまして、決して評価の軽重を申し上げたものではないわけでございます。

○6番（白川克広君） その点は十分承知の上で、あえて発言させてもらっております。私もそういったいわゆる人物評価、勤評、勤務評定というのは大体10月にやっております、それが11月、12月、所属長あるいは本部の部長に上げて最終調整で認定されて、それが年末の勤勉手当、あるいは2月、3月の人事異動等々に反映する、それが組織であって、そういった評価なくして人事異動というものはあり得ないと私は思っております。ぜひ早急なる取り組みを、もう既に施行されて丸3年を経過しております。早急なる条例改正等々含めて取り組んでいただきたい。要求しておきます。

それで、さらにまたそれが無い場合、御存じだと思いますけども、神戸地裁、平成21年2月13日判決、大阪高裁、同8月5日判決、これが勤務評定未実施に係る訴訟事件ということで判決が出ております

よね。御承知かと思いますが、これはともに原告からの請求棄却されておりました、問題はなかったのですけども、ただし積極的な容認ではないという付言がついております。神戸地裁において、形式的にも実質的にも勤務評定を行ったということができないから裁量権を逸脱しており、地公法第40条、これは旧地公法ですよね、第40条第1項の趣旨に反するものと言うほかないと判断すると。したがって、この判決後、今後も勤務評定、今でいう人事評価を行っていないことによる訴訟リスクは否定できないと、ここまで言及しています。したがって、早急な取り組みがない場合、こういった形で負けるおそれが出てきますので、ぜひとも早急な取り組みを求めます。いかがでしょうか。

○市長（藤田明美君） 人事評価がされないことの訴訟リスクがあるということについては認識しております。なので、これからは早急に組み込んでまいりたいと思っております。

○6番（白川克広君） それから、具体論になりますけども、地公法の改正に伴って、関連する条例、規則、先ほど申し上げましたとおりの表現がいろいろありますので、統一すべきかと思うのですが、その点の具体的な作業スケジュールはどのようにお考えでしょうか。今取り組むということでございますけども。

○総務課長（青柳芳樹君） 字句の修正はやっぱり必要なと思っております。作業スケジュールは、ちょっと具体的なないのですが、今年度、言っても先ほど副市長申し上げましたように、自分でまず目標を掲げて、それを上司が判断して、それからということになりますので、実際に人事評価、評価が行われるのは来年度にならざるを得ないなというふうに考えております。

○6番（白川克広君） いや、そういうことじゃなくて、改正のスケジュールということでございます。人事評価については全く決まっていないわけだから、できっこないのだから、決まってからになるはずなので、そっちのほうを聞いています。

○総務課長（青柳芳樹君） 3月議会には提案させていただきたいと思っております。

○6番（白川克広君） それじゃ、ぜひその方向でよろしく願いをいたします。

それじゃ、以上で質問終わります。

○議長（滝沢茂秋君） これにて白川克広君の一般質問は終了いたしました。

10時25分まで休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 5番、三沢嘉男君。

〔5番 三沢嘉男君 登壇〕

○5番（三沢嘉男君） 皆さん、おはようございます。5番、公明党、三沢嘉男でございます。このたびの9月定例会につきまして、加茂市におけるALTの活用について質問させていただきます。

2017年3月31日に新学習指導要領が公示され、2020年から小学校、中学校での英語教育が大きく変わることになります。目的として、英語のスキルの向上や、英語を用いて言語や文化に対する理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、国際理解を深めることなどとあります。これにより、

A L Tの活用、重要性は各自治体にとって大きな課題の1つになると思います。

まず、小学校では、これまで小学校5年生からだった英語教育が小学校3年生からのスタートとなり、小学校3年生、4年生は外国語活動という体験型の英語学習が年間35コマ設定されます。授業内容としては、歌やリズム、イラストや実物を使ったクイズなどを通して英語の音声になれ親しんだり、挨拶や感謝、身の回りのことをテーマにした簡単な質問などのやりとりを通してコミュニケーションの難しさや伝わったときの喜びを体験します。こうした体験の中で聞く力、話す力を養い、高学年の英語学習へつなげていきます。

次に、小学校5年生からは、これまで中学生からだった教科としての英語がスタートし、年間70コマの授業が設定され、成績がつくようになります。3年生、4年生で英語になれ親しんだことを生かし、5年生、6年生の授業では実践的なやりとりに挑戦していきます。例えば日付や時刻など日常生活についての情報を聞き取ったり、その場で考えて質問をしたり、質問に答えたり、さまざまなやりとりを通して聞く力、話す力をさらに伸ばしていきます。それに加えて、読む、書くにも取り組み、4技能を使って自分の考え、気持ちを伝え合い、コミュニケーションの基礎を身につけていきます。

そして、中学校では2021年度から英語の授業がオールイングリッシュで行われます。より対話的なコミュニケーションを重視し、その手段となる聞く、話す、読む、書くを総合的に学んでいきます。日常的、社会的な話題について情報や考えを伝え合ったり、スポーツや音楽など関心のある事柄について即興で話したり、さらに自分で内容をまとめてスピーチにも挑戦します。しかも、中学校で学ぶ単語数は、これまでの1,200単語を大幅に上回り、1,600から1,800単語へ、文法では、これまで高校生で学習していた、ここちょっと訂正お願いいたします。「現在進行形」とありますが、「現在完了進行形」に訂正お願いいたします。高校生で学習していた現在完了進行形、仮定法などの文型を中学校で学習します。

このように、来年、再来年で小学校、中学校における英語教育は大きく変わり、特に小学校のうちに英語コミュニケーションになれ、基礎を身につけておくことがとても大切になります。

以上のことから、各市町村においては、A L Tの活用、雇用、配置など、さまざまな対応が必要になってくるものと思われます。

また、A L Tの雇用形態はおおむね4種類で、1、J E Tプログラムによる雇用、2、自治体の直接雇用、3、自治体と派遣、請負契約による雇用、4、留学生や英語が堪能な地域人材の雇用があります。この中でも多くの自治体がJ E Tプログラムを活用した雇用か自治体の直接雇いでA L Tを採用していますが、直接雇用は告知や予算、生活のサポートなど自治体の負担も大きいため、J E Tプログラムを活用する自治体がふえてきているようです。

このJ E Tプログラムとは、総務省、文部科学省、外務省及び一般財団法人自治体国際化協会が協力して運営されており、小中学校や高等学校で国際交流の業務や外国語教育に携わることで地域レベルでの国際化を推進することを目的としています。しかも、J E Tプログラムを活用してA L Tを雇用した自治体には地方財政措置として地方交付税により所要の措置が講じられています。特に東京都ではJ E Tプログラムを積極的に活用し、グローバル化に伴い、世界で活躍できる人材の育成に力を入れています。また、愛知県岡崎市では、全小中学校にA L Tを配置するため増員を検討し、23名のA L T採用に向け、今年度予算で招致業務に1億円の予算をつけるなどし、子供にとってよりよい英語教育を目指しています。福

井県大野市では、J E Tプログラムを活用し、教育委員会に3名のA L Tを配置し、各小学校への訪問を行っています。また、中学校には県が各校にA L Tを配置しており、大野市の児童生徒の外国語教育及び国際理解の向上に努めています。

加茂市では現在2名のA L Tを採用しておりますが、英語教育が大きく変わる2020年には現状のままでは対応できないのではと思い、3点について質問させていただきます。

A L Tは、非常勤講師の扱いですので、特別な教員資格が必要ありませんが、小中学校で語学教育を行うには教育ビザが必要となります。在留期間は3カ月から5年までの選択がありますが、J E Tプログラムを活用して雇用する場合3年間の就労ビザが発給されます。また、報酬面でも日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬とあり、外国人教師だからといって不当な給料設定にすることは許されていません。

そこで、加茂市がA L Tとして現在雇用している2名のA L Tの雇用形態、報酬や雇用期間など、加茂市の対応を教えてくださいませんか。

次に、2020年からの英語教育は、小学校3年生から6年生の授業だけでも年間1校につき210こまふえます。加茂市は小学校が7校ですので、年間1,470こまふえる計算です。そのほかに中学校の授業もあるわけですから、とても2名のA L Tでは対応が不可能と考えます。現在加茂市の財政は厳しいですが、子供たちの教育環境を犠牲にするわけにはいかないと思います。各学校に1名の配置といたかないまでも、2020年に合わせ最低限のA L T雇用が必要と考えますが、市長はどうお考えでしょうか。

3つ目、文部科学省が平成30年度英語教育実施状況調査を行いました。その調査結果を見ると、小学校、中学校ともにA L Tの活動に伴い教師や児童生徒がI C T機器を活用して授業を行っている学校の割合が95%以上と、ほとんどの学校でデジタル教材等が使用されている状況です。I C T教育は、授業の効率化、情報共有、生徒のモチベーションアップなどのメリットも多いことから、多くの学校で使用されているようです。

そこで質問ですが、現在加茂市ではI C T機器の活用はあるのか、なければ英語教育の変化に伴いI C T機器を取り入れることを検討いただけますでしょうか。

質問は以上ですが、グローバル化が進む社会の中で、これからの英語教育は子供たちにとって本当に大切になってきます。英語に興味を持つことで今後の選択肢も広がり、大きな目標も持てるようになるのではと感じています。子供たちの未来のためにも、前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

以上、壇上の質問を終わりにして、再質問は自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） それでは、三沢議員の御質問にお答えします。

加茂市では、本年8月から2名のA L T雇用となりました。2名ともJ E Tプログラムを活用した雇用です。A L Tの勤務条件等については、一般財団法人自治体国際化協会、クリアがモデルとなる任用規則案を示しています。加茂市もこれに従いA L Tを任用しています。主な雇用条件は次のとおりです。契約期間は、J E Tプログラムが指定する来日日の翌日から1年間です。再任用の場合、原則3年間まで契約を延長でき、最長5年間まで契約が可能です。報酬は、来日初年度は月額28万円、年額336万円、再任用された場合の2年目が月額30万円、年額360万円、3年目は月額32万5,000円、年額390

万円です。4年目及び5年目については、月額33万円、年額396万円です。勤務時間は、月曜日から木曜日までは教員の勤務時間と同様に午前8時10分から午後4時40分まで、1日45分間の休憩時間も含めて7時間45分間が勤務時間です。金曜日は、午後零時10分までの4時間勤務です。土曜日及び日曜日は勤務を要しない日です。有給休暇は、契約期間中20日間の年次有給休暇を取得することができます。再契約をした場合は、12日間を限度として年次有給休暇を繰り越すことができます。

加茂市教育委員会は、JET参加者の赴任及び帰国のための費用を弁償しています。これは、次の条件の全てを満たす参加者に対して弁償するものです。1、契約期間を満了すること。2、契約期間満了日の翌日から1カ月以内に日本において教育委員会または第三者と任用または雇用契約に入らないこと。3、契約期間満了日の翌日から起算して1カ月を経過する日までに帰国のために日本を出発すること。

次に、来年度から本格実施となる小学校学習指導要領にかかわる小学校第3、4学年の外国語活動、第5、6学年の外国語科の授業並びにALTの授業の担当についてです。来年度からは、小学校第3、4学年では年35時間を配当して外国語活動を実施し、聞くこと、話すことを中心として外国語になれ親しみ、外国語を用いたコミュニケーションを図る素地となる資質、能力の育成を狙います。第5、6学年では、年70時間を配当して外国語科を実施し、読むこと、書くことも扱い、素地の上の段階として外国語を用いたコミュニケーションを図る基礎となる資質、能力の育成を狙います。この上に立って中学校での英語科につなげます。

加茂市では、市内小学校第3、4学年外国語活動では学級担任のほかにALTを、市内小学校第5、6年外国語活動では学級担任のほかに中学校英語専科の加配教諭を配当し、授業実践をしています。この指導体制は来年度も継続する予定です。ALTは、葵中学校をベース校とし、下条小学校、加茂西小学校、須田小学校、石川小学校、須田中学校を1名が担当し、若宮中学校をベース校とし、加茂小学校、加茂南小学校、七谷小学校、加茂中学校、七谷中学校を別の1名が担当しています。ALTは、学校規模により1週間当たり2時間から6時間を担当します。中学校英語専科の加配教諭は、1週間当たり3時間から6時間を担当します。

小学校の学習指導においては、外国語活動、外国語科に限らず、他教科においても児童を深く理解している学級担任の教師の存在は欠かせません。外国語活動、外国語科を専門に行う教師が授業を行う場合にも、学級担任の教師と同様に児童を理解し、授業を実施することが大切です。しかしながら、外国語活動を実施する際に、児童に活発なコミュニケーションの場を与えたり、さまざまな国や地域の文化を理解させるなど国際理解教育の推進を図ったりするためには、指導者にある程度英語を初めとする外国語を聞いたり話したりするスキルや、さまざまな国や地域の文化についての知識や理解が求められる側面もあります。児童が生きた外国語に触れる機会を充実させるため、学級担任または担当する教師とALT等のネイティブスピーカーや英語が堪能な指導者とのチームティーチングで指導することで、児童が外国語を使ってコミュニケーションを図り、言語によるコミュニケーションの楽しさを味わわせることを狙います。

最後に、ICT機器の活用についてです。文部科学省では、外国語活動にかかわるデジタル教材を平成29年12月から順次ホームページ上で公開してきました。学校や教育委員会等のみが利用可能なもので、各校では教師用コンピューターにダウンロードして活用しています。加茂市では、全校の各階にコンピューター接続可能の大型提示装置を整備しており、学級の実態に応じてデジタル教材を活用しています。

社会のグローバル化が進む中で、高度情報化社会も急速に進んでいます。インターネット上でも英語で

書かれた情報は膨大です。行財政健全化を図りつつも、所信表明で示したように、英語教育の充実など小中学校の教育環境の整備を検討していきたいと思えます。

答弁は以上です。

○5番(三沢嘉男君) 御答弁ありがとうございます。まず、再質問のほう何点かさせていただきます。

まず、加茂市のALT今2名ということですが、この2名はJETプログラムを活用した雇用ということで、これ再任用している2名の方は8月からということですが、一応1年様子を見るような形で、それが加茂市として適切なALTであればその後また再任用していくということなのか、もしくは年ごとに、年数が重なれば月額報酬とかも変わってきますので、1年ごとに切りかえていくつもりなのか、その辺いかがでしょう。

○教育長(山川雅己君) 三沢議員今お話しいただきました再任用の件でございますが、ALTにつきましては、1年間勤務します。希望がございまして、希望があると次それに応じて市のほうも、教育委員会のほうも見て、これは適切であるなどということ再任用という形になってございます。今現在2人いるわけでありまして、1名は今4年目に入っているということで、かなり有能なALTでございまして、日本語もしゃべるところまではまだはっきりとしゃべっていくというふうなことはないのですけれども、話していることはほとんどわかっています。そんなふうな状況です。非常に優秀なALTが1人おります。もう1名は、この8月に採用されたばかりでございます。そういうふうな状況でございまして、2人とも5年まではオーケーですので、希望があれば、また成績等、指導等見ながら再任用を希望すればやっていきたいなと思っておるところでございます。

以上です。

○5番(三沢嘉男君) ということは、1名はもう4年ということで、もう一回の再任用で終了ということになるわけですが、このJETプログラムを活用した雇用はなかなか、各都道府県、また市町村とも多く活用してくると思うので、人材的にもそう簡単に、じゃ次の人がいなくなるから、じゃまた新しい人ということがそう簡単にかない、要は人材不足的なものもあるんじゃないかなと思うのですけれども、今2名ですが、これ今現在2名で来年からの英語授業、小学校3年生から、また5年生、中学生と、2名でそのふえた授業数というのをカバーできる状況にあるのかどうか、ちょっとこれを教えていただきたいと思えます。

○教育長(山川雅己君) 今三沢議員御指摘の内容でございます。指導につきましては、基本、小学校の場合は学級担任が授業をまいます。ALTの場合は、ALT、アシスタントでございますので、ティームティーチングという形になります。したがって、その英語のネイティブスピーカー、要するにその音になれさせる、そういう部分での補助という部分。もちろん教材をつくったりして一生懸命やっているわけですが、基本、授業をするのは日本の教師でございます。したがって、増強というふうなことでの話だろうと思えますけれども、今現時点でいった場合、来年度はこの状況下で進めるものと今見ているところでございます。また、中学の英語の専科が小学校の5、6年生入ります。したがって、中学校の英語の先生と小学校の先生が組んで授業する場面でございます。そのことによって小学校の5、6年生の担任の先生は授業力かなりアップするものだと、そんなふうに見ておるところでございます。

以上でございます。

○5番(三沢嘉男君) そうしますと、今この答弁書でいけば1週間当たりに2時間から6時間、小学校で

すね……ああ、そうか。学校規模に1週間当たり2時間から6時間、また加配教諭というのも1週当たり3時間から6時間ということですが、これを各校その授業の組み方でその1人の方がもう満遍なくこの学校回るといことなのではないでしょうか。どういう形態をとるのでしょうか。

○教育長（山川雅己君） 今のお話で、全てを全部まかせることはできません。したがって、例えば週に2時間授業あるわけですので、そのうちの1時間カバーするだとかいうふうなことが可能になってきます。あとの1時間につきましては、もちろん担任のほうで小学校の場合は進めます。そういう形になります。

○5番（三沢嘉男君） じゃ、その担任の先生も大変な部分にはなってくると思うのですが、英語になれ親しむという部分でいえば、やはり全ての授業でそういうALTの方とか、もしくは英語に堪能な、この加配教諭という方が英語に堪能な方なのかどうかちょっとわかりませんが、そういった英語に堪能な方が常に授業にサポートとして入るとい形ではないということによろしいのでしょうか。

○教育長（山川雅己君） おっしゃるとおりでございます。今お話しいただいています英語堪能というのは、中学校の英語教諭でございます。中学校の英語教諭が小学校に派遣されているという、そういう形とさせていただきます。したがって、当然日本語ができますので、打ち合わせ等のときは日本語でやっていますので、非常にわかりやすくやっているかと、そんなふうなところでございます。

以上です。

○5番（三沢嘉男君） 私個人的に言わせてもらえば、5年生、6年生はそういう形でもいいのかもしいですけれども、英語に取っかかりの3年生、4年生というのはやっぱり頻繁に英語に、英語の発音とか、聞くことに対してやっぱり本場のといつか、しっかり英語でなれ親しんでいかないと、5、6年生、また中学校になったときに、中学校になれば今度オールイングリッシュになるわけで、それを理解していくためにはやっぱり3年生、4年生というところはしっかり英語になれていけるような常に環境を整えていってほしいのではないかとと思いますが、その辺、市長も含めてですけど、いかがでしょう。

○教育長（山川雅己君） 三沢議員おっしゃるとおり、そういう英語の環境を整えていければなというふうな考えておるところでございます。まして中学校のほうのオールイングリッシュというふうなところが出てきているわけですが、オールイングリッシュという雰囲気というふうな感じで捉えていただければありがたいと思いますけれども、来年度小学校から実施され、そしてその次の年に中学校実施というところで、その状況等を見ながらまた市長部局と御相談申し上げながらALTの配置等について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○5番（三沢嘉男君） 実際授業が行われるのは来年、多分4月の新学期からになるかと思うのですが、一番はやっぱりこれからの子供たちは、やっぱりグローバル化社会の中で英語を身につけていくということは、本当に将来的にいろんな分野に携わっていける道が開けたりとか、また加茂市から国際的に海外に出て仕事をしたりだとか、そういった大きな本当に目標であったり、また道が大きく開けてくる可能性も十分秘めている部分だと思いますので、私なんかは余り英語が好きではなかったものであれですけど、今思うと本当に勉強しておけばよかったなと思うぐらいのそういう社会になってきていますので、来年スタートして万が一これではうまくないと市長なり教育長なりが判断した場合には、予算的なものはかかるにしても、ALTの雇用をふやすとか、またもうちょっと実践的にやれる方法があるのか、そういったこともまた検討しながら進めていっていただきたいと、こう思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○市長（藤田明美君） まさに三沢議員のおっしゃるとおりで、まず子供が英語力とかコミュニケーション

手段として英語の力をつけていくには、やはり英語を使ってコミュニケーションとる機会がやっぱりないとなかなか身につかないというふうにも思っています。さらに、それに加えて、やはり子供の中から英語を使って何か表現したい、発信したい、相手に伝えたい、そういう思いがないとなかなか、じゃ英語を使って何か表現しようというふうにもならないというふうにも思っています。まず、表現したいという気持ちを養うには、それは英語の時間でなくても、国語の時間でもいろんな機会を使ってそれ養うことはできるのですけれども、いざ表現したいとなったときに、手段として、じゃ英語が使えるようになっているかどうか、それをやはりそのとき子供はそういうふうに必要なを感じていなくても、それを大人が先を見て子供にどういう力が必要かというのをやっぱり身につけさせていかなければいけないと思っています。そういう意味でやはりALTが多かったり、英語堪能な方が常に子供の近くにいる、そうやって子供が英語と接する時間が多いというの本当に理想的だと思っておりますので、来年度は先ほど教育長が答弁したとおりの体制で臨むのですけれども、今後やはり子供たちの力、どういう力が必要かと考えてみて、本当に予算が必要にはなってくるのですけれども、なるべく子供のほうに予算が向けられるように私自身も努力してまいりたいというふうに思っております。

○5番（三沢嘉男君） 本当にこればかりは予算だ、財政だというところではなくて、しっかり子供たちに投資をするという部分で市のほうとしても、当局としてもどんどん進めていっていただきたいと、こう思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、次にICTに関する授業についてですけれども、今加茂市がこれをICTと見ているのかどうかあれですけれども、各学校にコンピューター室というのを設けてありますけれども、そこでそのコンピューターの授業しているというものをICT機材を活用した授業というふうに捉えているという意味合いでよろしいのでしょうか。

○教育長（山川雅己君） 今ICT機材というふうなことでございますけれども、もちろん通常の教室におきましても今大画面のディスプレイを使ってコンピューターに接続させている状況も、それもICT機材を使っているというふうに考えております。

以上です。

○5番（三沢嘉男君） 実は教育のICT化に向けた環境整備5か年計画ということで、これ文部科学省だと思っておりますけれども、2018年から2022年を目安に行っています。これ単年度の財政で1,805億円の地方財政措置を講じることとなっております、これはあくまでも目標なのですけれども、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針ということで、これ目標とされている水準なのですけれども、まず学習者用コンピューター、これが3クラスに1クラス分程度整備ということで、1台につき、きっと3点幾つという計算になるのだと思うのですけれども、そのほかにも指導者用コンピューター、授業を担当する教師1人1台と。大型提示装置、先ほど教育長言われた電子黒板とかプロジェクターとか、そういったものになるのですけれども、これはもう100%整備と。超高速インターネット及び無線LAN、これも100%整備。統合型校務支援システムも100%整備。ICT支援員4校に1人配置と。そういったことで目標として国のほうで挙げています。今の状況でいけば、無線LANとかここまでまだ整備、無線LANは整備されていない状況ですよね。多分パソコンと電子黒板だけでは必要ないので、今後多分生徒側にアイパッドみたいな、ああいったものを1人1台とは言わないまでも、今平均してみても全国的にもやっぱり6人から7人に1台みたいな、そんな水準になっていますけれども、ちょっと

でもやっぱり前進させるためにはそういった形ででも進めていかないといけないのじゃないか。これまた国も地方財政措置を講じるということでありますので、たしか3分の1だったような気はするのですが、そういったことでありますので、ぜひ2022年度を目指して、この水準とまではいなくても、やっぱり進められるところは進めていっていただきたいと、こう思っているのですが、いかがでしょう。

○教育長（山川雅己君） 今質問ございましたとおり、ICTの環境等につきましてはやはり整えていかなきゃならないなというふうなところでございますけれども、これにつきましても私非常に答弁苦しいのでございますけれども、市長部局のほうともまた相談させていただきながら進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○5番（三沢嘉男君） このICT環境を整備するのも確かにそれなりの予算というのは必要になりますし、国が示しているように100%整備というところもなかなか厳しい現状はあるかと思っておりますけれども、国はこの2022年度までは地方財政措置講じる、その先は先の話なのでわかりませんが、国がこうしてICT化に向けた環境整備を行うために予算を講じているときに、やっぱり少しでも負担も軽減になるわけですから、少しでも整備を進めていければいいのじゃないかなと、こう私は思っております。実際これも平成30年度の文部科学省が調査した結果なのですが、実際にICT機器を活用されている学校の状況、ほとんどが、95%デジタル教材使っているということなのですが、そのほとんどがやはり教師がデジタル教材等を活用した授業ということで、教師が活用となれば電子黒板とかプロジェクターで自分が授業に使うような資料をそこで映し出して授業に使うという部分じゃないかなと思うのですが、それがほとんどを占めていると。なかなか児童がパソコンを用いて発表したりというものを使っている学校というのは、言ったら少ないことは少ないのです。ただ、やっぱり今後のことを考えれば、今教師側がデジタル教材を使ってやられているということですので、もう一歩進んだところでまたICT化というのを進めていってほしいと思いますが、どうでしょう。市長、2022年度までにそういった動きを進める考えはございますでしょうか。

○市長（藤田明美君） 先ほどお話したICT機器って、タブレットと、タブレットも本当に有効に活用する、適切に活用すれば子供たちにとって力をつけるために本当に有効になると思っております。タブレットと電子黒板と、あと通信環境、無線LANなどの整備、これがセットになると子供たちにとってはかなりいいのではないかなというふうには思っております。これまで授業に集中できなかったり、取り組みなかった、なかなかうまく取り組みなかった子が取り組めるようになったりというのも私自身も視察に行ったときに感じておりますし、そういった投資というのはこれから必要になってくると思っております。2022年までの予算措置ということなので、計画をしっかり立てて本当に子供にとって必要な環境を整えていきたいと思っております。

○5番（三沢嘉男君） ぜひやっぱり先行投資というのは、子供に対しての先行投資というのはやっぱり加茂市にとっても将来的な財産になってくると思っておりますので、ここまで設備するのにどのくらい予算がかかって、国の補助をどれだけ受けれるのか、そういったところもしっかり計画された上でぜひ進めていっていただきたいと改めて要望いたしまして、私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（滝沢茂秋君） これにて三沢嘉男君の一般質問は終了いたしました。

午後 1 時 3 0 分まで休憩といたします。

午前 1 1 時 0 8 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 7 番、佐藤俊夫君。

〔7 番 佐藤俊夫君 登壇〕

○7 番（佐藤俊夫君） こんにちは。7 番、大志の会、佐藤俊夫でございます。これより令和元年度 9 月定例会における一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

今回は、教育関係について質問をいたします。1 点目は、教育委員会制度の改正に伴う効果について、2 点目は英語力を見る英語教育実施状況調査の結果を踏まえて、3 点目が小学校の統廃合についてであります。よろしく願いいたします。

まず、第 1 点目、教育委員会制度の改正に伴う効果について。1 つとして、平成 2 7 年 4 月から教育委員会制度の改正に伴う教育長の立場と委員会審議及び運営はどうかということでございます。

2 つ目、また総合教育会議の設置がされたが、評価と課題は何か。

3 つ目といたしまして、小学校は令和 2 年度から、中学校は令和 3 年度から全面実施となる学習指導要領の改正ポイントは何か。それを踏まえて教育委員会はどう対応していくのかお聞かせください。

4 つ目として、他市においては教育委員会の会議録をホームページで公表しているが、加茂市でも取り組む考えはないのか。

第 2 点目といたしまして、英語力を見る英語教育実施状況調査の結果を踏まえて。1 つ目として、「平成 1 8 年」とありますが、これ済みません、「2 8 年度」に訂正お願いしたいと思っておりますが、平成 2 8 年度の英語力を見る英語教育実施状況調査結果から、加茂市の状況についてお伺いいたします。文部科学省は、平成 3 1 年 4 月 1 6 日に全国の公立中学校に通う生徒の英語教育実施状況調査の結果を公表しました。本県（新潟市を除く）では、中 3 で英検 3 級以上の力のある生徒は 3 1. 6 %にとどまり、前年度に引き続き全国 4 7 都道府県中 4 6 位と低迷しています。国は 5 0 %を目標にしています。

2 つ目、そこで、来春から英語が教科にされる小学校の指導体制も含め、今行われている指導体制及び授業運営は十分なのか、学校への支援を拡充する必要があるのかをお聞かせください。

3 つ目、小学校の統廃合について。少子化などを背景に全国で公立小学校の統廃合が進められており、文部科学省の学校基本調査によると、年間 2 5 0 以上の公立小学校が減少し、標準規模とされる 1 2 から 1 5 学級は増加傾向にあるが、5 学級以下の小規模校は減少してきていることが報告されています。

1 つ、そこで加茂市の現状と複式学級等の将来見通しについてお伺いいたします。私は、小さな学校を統廃合しなくても、他の先進事例にも見られる少人数のまま独自の学校運営に取り組む自治体を参考にすべきだと思います。学校には地域の拠点と言うべき大きな役割もあり、統廃合はマイナス面もあります。他の事例とは、合同授業方式であります。他の学校の学年が合同授業を行い、他校の生徒と交流することで児童は刺激を受けることになり、教諭同士にとっても他校の指導方法を学ぶ機会となります。こ

のことは、小規模校の課題とされる集団活動への適応や切磋琢磨し合う環境をつくり、合同授業で補いながら少人数の強みを生かした学校運営を目指すことができると思います。

学校の存続は、周辺地域の将来像と密接にかかわる問題です。学校は、学びの場というだけでなく、ふるさとの将来を担う人材を育て、防災や交流、子育ての拠点でもあります。加茂市の強みであるスクールバスを活用し、合同授業等で教育環境の整備をし、統廃合はすべきでないと考えますが、御見解をお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わり、再質問は自席にて行いますので、よろしく申し上げます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 佐藤議員の御質問にお答えします。

最初に、平成27年4月の教育委員会制度の改正に伴う教育長の立場と委員会審議及び運営はどうかということについてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成27年4月1日から施行されました。この一部改正により、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになりました。従前は教育委員の中から互選で選出し、教育委員会が任命することとなっていましたので、そのような観点からすれば、より首長の考えを反映しやすくなったと言えるのかもしれませんが。一部改正後、約4年半が経過いたしました。その間、毎月の定例教育委員会及び臨時教育委員会が開催されましたが、委員会における議案の審議においても教育委員会の運営においても従前同様に特別な混乱等もなく、順調かつ良好にとり行われています。

次に、総合教育会議の評価と課題についてですが、総合教育会議についても、さきの一部改正により、首長が招集し開催することになったものです。平成27年6月3日に第1回の総合教育会議を開催し、平成30年8月1日が延べ9回目の開催となっています。評価については、市長部局の職員と教育委員会の考える方針や課題等を共通認識することが容易になったことがメリットだと考えています。課題については、同じくさきの一部改正により定めることが義務づけられた教育大綱ですが、いまだ策定されていません。今年度中に策定したいと思います。

次に、小中学校の学習指導要領の改訂のポイントについて、教育内容の改善事項を述べます。ポイントは大きく6つあります。1つ目は、言語能力の確実な育成です。語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど、情報を正確に理解し、適切に表現する力を育成します。学習の基盤としての各教科等における言語活動を充実します。2つ目は、理数教育の充実です。日常生活等から問題を見出す活動や見通しを持った観察、実験などの充実により、さらに学習の質を向上させます。プログラミング教育を実施し、プログラミングの楽しさやおもしろさを充実します。3つ目は、伝統や文化に関する教育の充実です。古典などの言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、日本や郷土の音楽、和楽器、和食や和服などの指導を充実します。4つ目は、道徳教育の充実です。道徳的価値を自分事として理解し、多面的、多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育を充実します。5つ目は、体験活動の充実です。生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視します。6つ目は、外国語教育の充実です。小学校第3、4学年外国語活動、第5、6学年外国語科の導入より、小中高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図ります。国語教育との連携を図り、日本語の特徴や言語の豊かさに気づく指導も充実します。

これらの点を踏まえ、教育委員会では、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果が最大化

できるように、教育内容や時間の適切な配分を情報提供し、指導します。児童生徒が知識の理解の質を高め、資質、能力を育むことができるように、県に対しては加配教員を要望していくとともに、学校備品など教育環境の整備に努め、実施状況に基づく改善などを支援していきます。

次に、教育委員会会議録をホームページで公表することについてですが、これについてもさきの一部改正で議事録を公表するよう努めなければならないとなりました。改めて他市の状況を調べてみたところ、県内20市の中でホームページ上で議事録を公表していない市は加茂市と五泉市のみであったことを確認しました。また、五泉市教育委員会に聞いてみたところ、今年度中に公表する予定で、現在作業を進めているとのことでありましたので、加茂市でもホームページ上での公表に向けて速やかに作業を進めていきたいと思えます。

次に、英語教育実施状況調査結果についてです。平成28年度在籍の中学校第3学年生徒のうち、実用英語技能検定3級に相当する生徒の割合は32.94%でした。この調査は、英検3級以上を取得している生徒と英検3級以上を有すると思われる生徒の人数を報告しています。

次に、小学校で教科となる外国語活動、外国語科の指導体制等についてです。加茂市では、学級担任または担当する教師とALTとのチームティーチングで指導しています。市内小学校第3、4学年の外国語活動を学級担任のほかはALTが、市内小学校第5、6年の外国語活動を学級担任のほかは中学校英語専科の加配教諭を配当し、授業実践をしています。この指導体制は来年度も継続する予定です。ALTは、学校規模により1週間当たり2時間から6時間を担当します。中学校英語専科の加配教諭は、1週当たり3時間から6時間を担当します。

小学校の学習指導においては、外国語活動、外国語科に限らず、他教科においても児童を深く理解している学級担任の教師の存在は欠かせません。そして、学級担任または担当する教師とALT等のネイティブスピーカーや英語が堪能な指導者とのチームティーチングで指導することで児童が生きた外国語に触れる機会を充実し、児童が外国語を使ってコミュニケーションを図り、言語によるコミュニケーションの楽しさを味わわせることを狙います。これらに加えて、外国語活動、外国語科を担当する教員は、専門性を高める研修会に参加したり、指導の効果を高めることができるようなデジタル教材を活用したりして指導の充実を図ります。

次に、小学校の統廃合についてです。令和2年度小学校・中学校学級編制基準では、小学校では、引き続き2の学年の児童数の合計が16人以下の場合には1学級編制となり、第1学年の児童を含む場合にあっては、8人以下を1学級編制となります。中学校では、引き続き2の学年の生徒数の合計が8人以下の場合には1学級編制となります。加茂市では、現在この複式学級に該当する学校が加茂西小学校、七谷小学校です。新潟県から加配教員をいただいて、複式学級の状況を是正して単式の学級を運営しています。

一方で、少人数での学習のメリットとデメリットを考えなくてはなりません。メリットとしては、一人一人にきめ細かな指導が行き渡り、一人一人のつまずきに丁寧に対応することができます。デメリットとしては、固定化された人間関係が生じること、多様な意見に触れる機会が少ないことなどがあります。

議員が事例として取り上げた他校との合同授業方式ですが、教科の学習では実践例が余りなく、児童会行事や学校行事で実践例があるのが現状です。今後は、子供たちにとって適正な学校規模はどうあるべきかを念頭に置き、加茂市の小中学校の適正配置を検討し、財政状況、地域の意向を勘案して加茂市の将来の見通しを検討していきたいと思えます。

答弁は以上になります。

○7番（佐藤俊夫君） どうも答弁ありがとうございました。

まず最初に、第1点目のいわゆる法改正後の教育委員会の審議ということで、近いうちに議事録が公開されるということなので、ぜひ期待したいと思うのですが、実は今までの加茂市、十分連携はとれていたと思うのですが、例えば自転車事故があったときに、その対応のとり方とか、部活動についてそういう対応のとり方ということで、教育委員会と協議はしてその結果にはなったと思うのですが、どうもそれがホームページに公開されていない部分もあるのですが、何となくしっくりいかないということで、そういうものを含めて、新しい市長さんと新しい教育長さんなので、総合教育会議でそういう重大な問題はぜひ話し合われて、ホームページで公開してもらって、市民の皆さんに情報を提供するという事でぜひともお願いしたいと思うのですが、そこを再度お願いします。

○教育長（山川雅己君） 佐藤議員、ありがとうございます。ホームページ上で教育委員会の内容等を公開するという事は非常に大事なことだと思っております。そのことが今教育委員会制度の改正に伴って、教育長の今立場というふうなものもありますし、市長との関係性、こういったのが強まってまいるものと、そういうふうに捉えております。今後とも教育委員会の内容等につきましては公開をしまいたい、公開をして皆さんに周知していきたいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○7番（佐藤俊夫君） たまたま私が見たのは、小学校の統廃合の問題でそういう授業の例がないということなのですが、そういうことはなくて、結構各地でその合同授業というのはやられていまして、それについて、安芸太田町というところで、たまたまそこが委員会の議事録を出していまして、ここにちょうど運動部とか、そういう重大な議論をした議員の経過が載ってまして、これを見ると、ああ、なるほどとわかるのですが、ただ一方的な当局の発表だけでは、小間切れで出てくるわけですから、なかなか我々としても理解ができないし、市民の皆さんに聞かれても我々自身がわからないというところがありますので、ぜひこれは早急に取り組んでほしいと思います。

あと、英語教育につきましては、先ほど三沢議員も申しておりましたので、ただ50%を超えるのが数字的に正しいかどうかは別として、加茂市の場合は前の全国学力・学習状況調査については、加茂市の場合には平均を上回っているというような報告を受けていますので、それなりの教員の配置と子供たちの能力はすばらしいものがあるのだなというふうに思っていますので、ぜひこれらの芽を育てるために、機器の充実ももちろんそうですが、人材の配置とか指導方針を徹底していただいて、これを少しでも、数字でいっちゃよくないかもしれませんが、高めるということで御努力をお願いしたいと思います。そこを再度お願いします。

○教育長（山川雅己君） ありがとうございます。今のように英語のことにつきましては、答弁の中で50%を国は目指しているというふうなところなのですけれども、調査の内容の中で英語の教員が客観的ではなくて主観的に見て、主体的というふうに捉えたほうがいいのかと思いますけれども、3級以上の力を有しているかどうかというふうなところでもありますので、ふだんの授業の中で見ておりますので、客観的な数字とは言いがたいかなという感じがしてございます。したがって、今後とも英語教育のほうにつきましても、各中学校も小学校もそうなのでございますけれども、授業改善等を教育委員会といたしましても求めながら、指導技術の向上、そして学力の向上を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（佐藤俊夫君） それでは、最後の小学校の統廃合についてであります。今答弁にあったとおり加茂市の方針が示されておりますが、さっきも申し上げたとおり全国各地で合同授業というのを実際授業でもやっています、効果を上げているということで、例えば徳島県などはもう統廃合はしないというふうな方針を出していますので、だからそこは物の考えと、あとは金の投資の仕方だとは思いますが、御存じのとおり私七谷なものですから、毎年七谷の小学校の入学式に呼ばれて行くのですが、年度によって児童の数がでこぼこといいますか、それが変動が非常に大きいということもありますので、その年だけを見てどうだということにはならないと思うし、今この答弁の中でも加配でもってやりくりをしているのだということでもありますので、ぜひこの加配を維持しながら、あと今言ったような授業の中での創意工夫といいますか、そういうものでもって対応して、ぜひ、基本的には私統廃合は反対なので、そういうものがならないように御努力をお願いしたいし、子供たちのためにも地域のためにも非常に大きな問題でありますので、ぜひ再度市長から決意だけを聞いて終わります。

○市長（藤田明美君） 小中学校の統廃合につきましては、先日樋口博務議員のところにも答弁したのとちょっと重なるかもしれないのですが、まず子供たちにとってどのような学校の規模がよいかということまで一番、子供たちにとってどれが一番いいかというのをまず第一に考えていかなければいけないと思っています。ただ、本当に佐藤議員がおっしゃられたように、この年少ない、その次は多いというふうに本当に年によってまちまちになっていたり、それは本当にその先の見通しも考えながら統廃合も考えていかなければいけないというふうにも思っていますし、当然地域の意向も考えなければいけませんし、先ほど佐藤議員の一般質問の中にありましたように地域の拠点としての意味合いもあります、学校は。という意味で、地域の意向を全く無視して本当に子供の数だけで統廃合を進めるという考えはありません。そういった中で、しかしこれまで加茂市は全く統廃合しませんという方針でした。ただ、私はその考えではなくて、地域の意向、また子供たちのことを考えたときに、統廃合を進めたほうがよければ進める必要もあると思っています。ただ、だから一方的にこちらがこうしますということではなくて、本当に子供たち、保護者の皆さん、地域の皆さんと話し合いながら進めていかなければいけないと思いますし、子供たちの数が同じでも、やっぱり地域によって判断は異なることも出てくるかもしれません。そこも全てひっくるめて、これからは話し合い、協議自体は進めていくことにはなろうとは思いますが。そういったときに、まずこちらとしては、じゃ適正規模どれぐらいがいいかという案は示すことはあると思っています。そういった中で、それでも例えば七谷であれば七谷小、七谷中そのまま残りたいのだという意向が強ければ当然そのまま残る可能性もあると思っていますし、本当に皆さんの意見を聞きながら進めていきたいというふうに思います。

○7番（佐藤俊夫君） ありがとうございます。実はこの児童数が減少したというのは今に始まったことでなくて、長く続いているわけですが、各学校、学区において、例えば西区、西小なんかは住民の皆さんと一緒に運動会をやったり、文化祭をやったりという、そういう伝統が根づいていますし、例えば七谷でもそうですし、下条でも七夕祭り等、学校と一緒に地域がやったりして、地域一体でその教育を支えるということができているので、そこら辺も無駄にしないということも大切だと私は思います。そういったことで、これからどう子供の数が変動するかちょっとわかりませんが、さっき市長がちょっと口を滑らせて何か減らすみたいなのをちらっと言ったような気もするのですが、そういうことのないように、

考えるのは行政の長として当然なので、それまで否定はしませんけども、実際そういうものに手をつけるなら、さっき答弁があったように地域とよく話をして、理解を得なければ実施ができないと思いますので、そこら辺を踏まえてぜひ今後の教育行政の運営をよろしく願いをして、これで終わります。

○市長（藤田明美君） 済みません。もう一点、済みません、お願いします。

まず、統廃合ありきで進んでいるわけではないということを御理解いただきたいのと、加茂市の場合、あともう一つ、校舎の耐震化が進んでいないので、学校を残すのであれば耐震化をしなければいけない、耐震診断をして耐震化が必要であれば耐震化をしていかなければいけないというふうになります。そうすると、そこでもやっぱりどうしても財源が必要になってきます。残すのであればやはりそこにも予算をつければいけないというふうにもなってきますので、校舎も残すのかどうかということも考えて、子供の数と地域の意向、子供の環境、地域の意向、そして校舎の状況、それを全て解決できるようにしていかなければいけないと思っていて、加茂市の今のこれからの学校の統廃合に関しては本当に他次元の連立方程式を解くようなものだと思っています。ただ、そういった中でも本当に子供のことを第一に考えていけたらいいかなというふうには思います。

○議長（滝沢茂秋君） これにて佐藤俊夫君の一般質問は終了いたしました。

2時15分まで休憩といたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 4番、中沢真佐子君。

〔4番 中沢真佐子君 登壇〕

○4番（中沢真佐子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党、4番、中沢真佐子です。

まず、県央基幹病院と新県立加茂病院について質問いたします。県央基幹病院の建設は、県央医療圏の医療を大もとから改善する意義あるものであり、予定どおりの建設を進めること、また新県立加茂病院は民間移譲や統廃合とせず県立病院として運営継続することが重要と考えますが、市長の見解を伺います。あわせて、県への意見具申を強く求めるものですが、市長としてこれまで花角知事に対してどのような意見表明をされてきたか具体的にお答えください。

この後再度述べますが、新県立加茂病院は、長年の市民の思いと運動が実現して今月の開院を迎えることができました。しかし、花角県政の行財政改革により民間移譲や統廃合が懸念される事態となっています。加茂市当局と議会は、加茂、田上地域医療充実のために、より一層の力を発揮すべきときだと考えるものです。

まず、県央基幹病院についてです。救命救急センター併設の県央基幹病院建設は、救急搬送に時間がかかり過ぎて救える命も救えないという県央住民の願いに応え、7年間の検討を重ねて計画されたものです。2023年の開院に向けて工事の発注段階に入っています。ところが、花角知事は、この6月、行財政の健全化を理由に県央基幹病院の設置見直しを発表し、その作業を進めています。花角知事は、9月5日の

定例記者会見で、三条市の國定市長が「県央基幹病院の行く末を考えたとき、少なくとも財政の話と医療の話の話を同一視すべきでない」と発言したのに対して、財政難による検証ではなく、あくまで医療環境の変化による検証としています。しかし、医療環境は県央基幹病院の計画当初と比較しても変わっていません。

昨年3月、県が刊行した地域保健医療計画でも示されているように、救急車による病院搬送時間は計画当初より遅延しています。ちなみに、加茂、田上地域は中でも深刻な事態で、救急車が病院に搬送するまでの時間が10年前は40分だったものが、平成30年の資料では56.3分を要しています。これは、加茂地域消防本部のデータによります。県央医療圏全体で見ますと、圏外への救急搬送割合は、基本計画策定時点、平成26年に18.6%であったものが、平成30年度には25.8%と7.2ポイントも高くなっています。これは、県平均の5.5%と比べても20.3ポイントも高い状況です。県央に救命救急併設の基幹病院がぜひ必要と考えます。

県央基幹病院の開院でどのように県央の医療は変化するのでしょうか。1、救急車は早く来たけれど、搬送する病院が見つからず困ることがなくなります。脳血管疾患、心疾患、重症患者など、助かる命を助けることができます。2、医師の研修病院になりますから、県央地域の医師の確保に貢献します。県内7つの医療圏の中で基幹型臨床研修病院がないのは県央域だけです。3、地元県央で高度で専門的な医療が受けられるようになります。4、加茂病院など地域病院に医師派遣など支援が強化されることとなります。基幹病院ができたらか茂病院の医師がさらに減るということにはならず、むしろ後方支援病院として医師の融通がきくようになります。5、もしもの災害時には拠点病院として治療に当たることができるようになります。県央基幹病院の設計では、水害などの影響を受けないように2階で受診ができるようになっており、道路も2階につながる構造だと聞いております。このように、県央基幹病院の計画どおりの建設と開院は県央地域の医療改善に大いに貢献するものと考えます。県央基幹病院は、見直してなく計画どおりの建設を強く求めるものです。あわせて知事への意見具申を強く求めるものですが、市長の見解を伺います。

次に、新加茂病院を今までと同じく県立病院として運営していただきたいという立場で市長にお伺いします。市民が待ち望んでいた新加茂病院が今月開院を迎えました。しかし、医師の補充はなされず、厳しい経営環境は避けられません。花角知事が立ち上げた行財政改革推進会議は、県の財政難を理由に新加茂病院の民間への移譲や統廃合を提言しています。民間移譲を含めた県立病院の再編成が実施されれば、加茂病院の使命である地域医療と県央基幹病院の後方支援の役割を果たすことができません。もし加茂病院民間移譲ということになれば将来的永続は望めません。民間は、採算がとれなくなれば撤退します。岩手県では、震災前に県立から民間に移譲されていた一関市にある花泉診療センターが常勤医師不在となり、入院患者が退院を迫られる事態が発生しました。その後、市民の要望で県立に戻し、岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センターとして運営されています。岩手県は、全国一県立病院が多いところですが、民間では維持できないからです。20の県立病院と6つの地域診療センターがあります。新潟県も2番目に県立病院が多い県になっています。

ここで、岩手県の県立病院について少し紹介させていただきます。岩手県は、今後5年間の岩手県立病院等の経営計画を策定しています。2019から2024年です。岩手県でも県立病院の統廃合が議論になることがありますが、2011年3月の東日本大震災を経験したことにより、経営環境の厳しい地域においては地域医療を支える県立病院がいかに重要施設であるかが再認識されています。そして、県立病院

の事業運営に当たっては、創業の精神を基本理念に据えて、県民の立場にたって、より信頼され、愛される病院づくりを目指しますと述べています。そして、創業の精神は次のように述べられています。今日の県営医療の中核をなしているのは、昭和の初期、疲弊した経営環境と劣悪な医療事情のもとで無医村に医療のともしびをと希求する人々の血のにじむような苦闘の中で県内各地に開設された共同の医療施設である。私たちは、こうした県下にあまねく医療を均てんさせるため苦心、努力された先人の考え方、行動を創業の精神として受け継いだものであり、県営医療に流れる一貫した信念である。以上のようなものですが、私たちはこの歴史に基づく信念を軽視すべきでないと思います。貧困が広がる現在の経済状況を考えれば、今こそ医療のあり方を経済指標からだけでなく医療の原点から考えて検討していく必要があります。

次に、加茂病院についてです。加茂病院の経営改善のかなめは医師の充足だと思います。新潟県の医療施設従事医師数は、2016年、全国44位の低さです。県央医療圏の勤務医数、これは救急告知病院における勤務医数です。ほかの医療圏では増加する傾向であるのに対し、県央医療圏においては直近15年で0.85と減少しています。市当局は全力で医師補充へ取り組まれることを要望します。信頼できる医師の確保によって医療需要は広がることを期待できます。2018年、加茂地域消防本部の資料によると、救急車による管外搬送率、これは加茂市、田上町以外への搬送のことですが、56.8%もあります。加茂病院の充実により多くの人が管外に行かなくても済むようになります。急病になったり、入院が必要になったとき、近くに安心してかかれる病院があることは心強いことです。まして移動手段を持たない高齢者の多い加茂、田上地域の現状ではなおさらではないでしょうか。以上のように、新県立加茂病院は県立病院として運営していくように県に強く求めます。同時に、経営改善のかなめである医師の確保に全力で当たっていただくよう市長に要望します。

次に、加茂市財政健全化のために65歳以上のインフルエンザ予防接種を有料とすること及び敬老会の中止について伺います。このことは、7月23日の臨時議会で20項目の減額予算の中の2つとして可決されました。65歳以上のインフルエンザ予防接種は、今まで無料だったものが、近隣市町村に合わせて1,650円は個人負担とするということであります。市民の方から「わずか1,650円が払えない生活をしている。持病があるので受けたいが、ことしは予防接種はしない」という声を聞いています。広報によると生活保護の人以外は一律自己負担となっていますが、住民税非課税など経済弱者、困窮者には今までどおり無料とすることを要望しますが、市長の見解を伺います。高齢者のインフルエンザ予防接種においては、その予防効果は実証されています。経済的理由で受けられない人には支援が必要と考えます。

次に、敬老会の廃止について伺います。今までの敬老会の方法には無駄があるという市民の声も聞いています。しかし、「敬老会の中止について」のお知らせの紙1枚というのはいささか冷たいという声もありますが、市長の耳には届いていますでしょうか。お忙しい中5回の座談会を開催された市長と市職員の皆様の仕事には敬意を感じるものです。そして、その結果は9月15日の広報に大筋は速やかに掲載されていました。その中で、敬老会については来年度以降あり方を検討していきますとのことですが、どのようなことを重点に考えておられますでしょうか。その基本的な方向性について今思うことがあればお聞かせください。

2018年3月、加茂市における75歳以上の人口は18.5%、65歳以上の人口は35%になります。若い人たちが仕事に行っている間、高齢者が地域を支えることになります。例えば地域のコミュニティーにおいて敬老の集いなどを行うことにより住民同士の交流が広がれば、地域防災の観点からも一番

の効果を発揮するのではないのでしょうか。地域が望む方法を市が支援していくのもよいかと思えます。

最後に、加茂市は貯金がありませんが、幸い借金も少ないほうです。2027年の人口1人当たりの借金は県下30市町村中4番目に少なくなっております。今後の財政改革においては、必要でよい制度は残していただくよう、また必要な投資は行っていくという方向を要望して質問を終わります。

壇上の質問はここまでとして、再質問は自席からとさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 中沢議員の御質問にお答えします。

初めに、県央基幹病院についてです。その建設について見直しが県で話し合われていますが、県央医療圏にとってまさに基幹となる病院であり、県央医療圏の市町村や医療機関の中でもその位置づけを核として各病院の役割を構築していくところですので、非常に重要な病院である、大いに意義のあるものです。そんな中で、加茂病院は先日竣工式が行われ、内覧会も行われ、実質的には本日から新病院での外来診療が開始されます。私も竣工式に出席し、見学もさせていただきましたが、本当に素晴らしい病院になったと感じています。また、一般の内覧会には1,500人ほど、関係者内覧会でも200人ほどお越しになったとのことですので、市民や関係機関の期待も本当に大きいものですし、県の担当者もそれを肌で感じたことと思います。これを機に多くの皆さんから加茂病院を御利用いただき、それが病院の充実につながるものと思っています。こうして門出を迎えた加茂病院ですから、民間に任せるということは今は考えられないところですが、加茂市と田上町にとって重要な医療拠点であり、これからの県央医療圏での果たす役割も大きいものとなりますので、今後とも県からしっかり運営していただきたいと思えます。

県央基幹病院の見直しについては、7月に開催された知事と市町村長との懇談会など機を見て要望しているところです。6月議会において県央基幹病院の早期建設を要請する意見書の提出を求める請願書が継続審査となったわけですが、関係市町村での首長や議会の動きもありますので、近隣市町村と協力すべきは協力していきたいと思えます。県では、新潟県地域医療構想調整会議において県央基幹病院や県立病院のあり方を検討しています。そんな中で、先日晒された県行財政改革行動計画で、県立病院に対する一般会計繰出金の項目の中で「県央基幹病院を含めた県央医療圏における県立病院の役割、あり方や機能、規模については年内をめどに検討を進めることとしていますが、今後さらなる負担増加となる可能性があります」とされています。この負担増との記載がよい方向に向くのか、今後も十分に情報を得ていきたいと思えます。いずれにしましても、一番大事なのは加茂市議会の皆様との同調した動きだと思えますので、十分相談しながら要望すべきは行っていきたいと思えます。

次に、医師の拡充についてです。せっかくの加茂病院の開院ですが、当面は現体制のままスタートすることになり、医師は補充されませんので、厳しい状況は変わりありません。医師の確保につきましては、県当局とお話ができるところでは常に要望するように努めています。しかし、医師不足の問題は新潟県全体の問題となっています。特に県央医療圏は全国的にも医師不足が極めて顕著なところであり、そんな中で県央基幹病院も建設されようというところですので、県では新潟県地域医療対策協議会において医師確保計画策定や厚労省に医師確保に影響を与える事柄の改善を要望するなど、医師確保のために御尽力されています。さらに、従来からホームページ「医師ナビにいがた」でのPRや医師誘致強化促進費補助金等の各種支援事業を実施するなど、多方面での医師確保対策を行っています。県の動きに期待し、また私も機会を捉えて医師確保のお願いをしっかりと行っていきたいと思えます。

次に、65歳以上のインフルエンザ予防接種についてです。7月臨時会において有料化することといたしました。県内の他市町村全てがワクチン接種の実費を徴収していて、財政状況が厳しい加茂市だけが無料で実施していることは非常に厳しいものがありますので、続けていくことは困難であると判断いたしました。御負担を強いることは大変とは思いますが、厳しい事情の中で決断いたしましたことを何とぞ御理解いただきたいと思います。

また、中沢議員が御指摘の生活困窮者への対策についてですが、これについても生活保護の方については従来から無料となっておりますが、非課税世帯等については近隣市町村は接種費用を御負担いただいているとのことでしたので、こちらも同様に御負担いただくのが妥当と判断しました。また、他市町村の補助への動きや財政の好転があれば足並みをそろえるなど、改めて検討していくことになると思います。

次に、敬老会の廃止についてですが、これは市議会での説明を経て予算の削減の御議決をいただき、さらに定例記者会見や市民の皆さんとの座談会でも説明をしております。その上でチラシも折り込んで皆様に周知をさせていただいたところです。敬老会については、対象者に対して参加者が非常に少なかったことや、他市町村の現状などを検討して踏み切ったものです。一方で、他市町村ではそれぞれの自治会等で行う敬老会に補助を出すなどの事業をやっているところも多くあります。ことはまだ急にそういった事業をしても各区などですぐに行うことは難しいと思いき、そこまでの事業展開には踏み切りませんでした。今後そういった動きや要望があれば今後の新事業として検討したいという議論は庁内の検討会議の中でもありましたので、これからの座談会なども含めてお話があれば前向きに検討したいと思っております。

答弁は以上です。

○4番（中沢真佐子君） 県立加茂病院の医師補充のことについて伺います。

県立病院は赤字を出しているわけですが、やはり医師が充実しなるとその赤字の改善も大変難しいと思っております。県としても医師の獲得に一生懸命やっているということですが、加茂市長として県に、加茂市長と田上町も一緒に構いませんけれども、独自に県のほうに要請するということがいかにできるのでしょうか。

○市長（藤田明美君） まず、答弁の中でもお話ししたのですが、県当局とお会いする機会があれば要望してまいりました。また、公にどうするかということの中沢議員はきつとお尋ねになっているのだと思っておりますけれども、加茂市長として、また田上とも一緒に私は歩調を合わせるべきだとも思っておりますし、市議会の皆さんとも歩調を合わせるべきだとも思っておりまして、一緒になって要望を行えるところを行っていきたいというふうに考えています。

○4番（中沢真佐子君） 平成20年ですが、加茂病院の常勤医師が5名になったことがありまして、そのときはやはり加茂市と市議会が一緒になって県のほうに要請しまして、平成21年までに5名を10名にしますと、病院局からそういう回答をいただいたことがありました。お会いしたときにはぜひ伝えていただきたいと思いますけれども、それ以外にもぜひ加茂病院が医師をふやしていきたいのだということをやりたいと思いますけれども、再度伺いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（藤田明美君） 私が一人で行くよりも、とにかく地元の思いが強いのだということをやったり示していかなければいけないと思っております。そのためには先ほどもお話ししたとおり田上町や市議会の皆さんと一緒に要望を行っていただける機会があれば行っていききたいというふうに思っております。

○4番（中沢真佐子君） 加茂病院は民間移譲というような話も出ておりますけれども、民間の移譲になっ

た場合どういうことが、どういふふうになると考えていらっしゃいますでしょうか。県立じゃなくなった場合どういふことになるか。

○市長（藤田明美君） まず、民間に移譲するかどうかという具体的な話を私は伺っておりません、全く。そういった過程の中でこれからどうなるかというところを私自身が今お答えすることができません。

○4番（中沢真佐子君） 民間移譲という話が出たときは、もう決まったときということになるのじゃないでしょうか。それまでは検討しているということですので、ぜひそういうふうにならないように私たちがみんなで加茂病院の存続のために何かをしていく必要があると考えております。もし加茂病院が民間に移譲されてしまいますと、加茂、田上地域の医療はどういふふうになるのでしょうか。加茂、田上地域に総合病院がなくなり、その結果、救急指定病院ではなくなる危険性があります。救急患者は受け入れないというふうになる危険性もあります。また、民間経営になれば入院時には個室料金など医療費以外の負担がふえる可能性があります。採算の合わない診療科がなくなる危険性があります。採算が合わなければ病院経営から撤退する危険性があります。そのようなことから、加茂病院はぜひ県立で運営していただくように求めるものです。赤字だから見直しではなく、地域の住民の命と健康を守るとりでとして必要な医療施設ではないかと思えます。今はっきり移譲と決まったわけではないですので、そうならないようにぜひ尽力をお願いしたいと思います。病院の医師の補充については何か、再度伺いますけれども、どういふことを考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（藤田明美君） 加茂市として県立加茂病院に働いていただける医師を連れてくるというのは現実的にできないと思っています。私たちができることは県にもう要望をしていくことしかできないとも思っておりますので、先ほどお話ししたとおり地域一致団結して、加茂市、田上町、そして市議会の皆様、町議会もそうなるのかもしれないのですけれども、皆様と一緒に要望していくことが大事ではないかなと思えます。

○4番（中沢真佐子君） 県央基幹病院のことについて伺います。

燕の議会において、鈴木市長は県央基幹病院のことについて、地元でありますので、議会と市当局が丸となって要望していくという話をされておりました。また、國定市長は5市町村が一枚岩となって県央基幹病院建設を求めていくという話ですけれども、そのことについてどういふ見解でしょうか。やはり一緒に皆さんで何か話し合いをされているわけでしょうか。

○市長（藤田明美君） まず、先ほどの県立加茂病院と同様なのですけれども、市当局側と議会側が一致してまず要望していくこと、県央基幹病院についても、それから5市町村の足並みをそろえることは大変重要だと思っています。私の中では、5市町村は県央基幹病院予定どおり建設してほしいという思いで一致しているという、私自身はそういうふう認識しておりますので、そこは足並みをこれからもそろえていきたいというふう考えています。

○4番（中沢真佐子君） 県央医療圏は医師も少ないし、赤字を出している病院もありますけれども、その経済的なことだけでやはり医療に格差が生まれるということはあることだと考えております。県央基幹病院の建設と、そして加茂病院を県立として続けていくように議会も市当局も一緒になってやっていくということをお願いして質問終わります。

○議長（滝沢茂秋君） これにて中沢真佐子君の一般質問は終了しました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 5 4 分 散会